



# 熊本県公報

第 1 3 3 8 9 号  
令和 6 年(2024 年)  
12 月 6 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

|                                            |                 |
|--------------------------------------------|-----------------|
| 告 示                                        |                 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定                            | (高齢者支援課) 1      |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定                          | ( " ) 1         |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定    | (障がい者支援課) 2     |
| ○道路の区域変更                                   | (道路保全課) 2       |
| ○道路の供用開始                                   | ( " ) 2         |
| 公 告                                        |                 |
| ○熊本県福祉総合情報システム(3業務)再構築業務委託に係る一般競争入札の落札者の決定 | (健康福祉政策課) 3     |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了                     | (建築課) 3         |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了                     | ( " ) 3         |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了                     | ( " ) 3         |
| ○令和 6 年度(2024 年度)林業種苗生産事業者講習会の開催           | (森林整備課) 4       |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了                     | (建築課) 4         |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了                     | ( " ) 4         |
| ○換地計画の決定                                   | (農地整備課) 5       |
| ○土地改良区の定款変更の認可                             | (農村計画課) 5       |
| 登 載 依 頼                                    |                 |
| ○令和 6 年度(2024 年度)第 1 回熊本県男女共同参画審議会         | (男女共同参画審議会) 5   |
| ○第 2 2 回熊本県本人確認情報保護審議会の開催                  | (本人確認情報保護審議会) 6 |
| ○熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則                    | (警察本部総務課) 6     |

## 告 示

### 熊本県告示第 1 0 0 7 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

令和 6 年(2024 年)12 月 6 日

熊本県知事 木 村 敬

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称              | 事業所の所在地               | 指定年月日                         | サービスの種類 |
|------------|---------------------|-----------------------|-------------------------------|---------|
| 医療法人八代桜十字  | L e t ' s ナース! 八代高田 | 八代市高下西町<br>1 4 2 6 番地 | 令和 6 年<br>(2024 年)12 月<br>1 日 | 訪問看護    |

### 熊本県告示第 1 0 0 8 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

令和 6 年(2024 年)12 月 6 日

熊本県知事 木 村 敬

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称              | 事業所の所在地               | 指定年月日                  | サービスの種類  |
|------------|---------------------|-----------------------|------------------------|----------|
| 医療法人八代桜十字  | L e t ' s ナース! 八代高田 | 八代市高下西町<br>1 4 2 6 番地 | 令和 6 年<br>(2024 年)12 月 | 介護予防訪問看護 |

|  |  |     |  |
|--|--|-----|--|
|  |  | 1 日 |  |
|--|--|-----|--|

熊本県告示第1009号  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
令和6年（2024年）12月6日

熊本県知事 木 村 敬

| 事業所の名称及び所在地                          | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名                    | サービスの種類 | 指定年月日            |
|--------------------------------------|----------------------------------------------|---------|------------------|
| ソーシャルインクルーホーム山鹿鹿校通<br>山鹿市鹿校通四丁目4番17号 | ソーシャルインクルー株式会社<br>東京都品川区南大井六丁目25番3号<br>松下 展千 | 共同生活援助  | 令和6年（2024年）12月1日 |
| 短期入所 山鹿鹿校通<br>山鹿市鹿校通四丁目4番17号         | ソーシャルインクルー株式会社<br>東京都品川区南大井六丁目25番3号<br>松下 展千 | 短期入所    | 令和6年（2024年）12月1日 |

熊本県告示第1010号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和6年（2024年）12月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和6年（2024年）12月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 区域を変更する区間                | 前後 | 幅員<br>(メートル)     | 延長<br>(メートル) | 備考          |
|-------|-------|--------------------------|----|------------------|--------------|-------------|
| 主要地方道 | 有明倉岳線 | 天草市有明町楠甫字下毛<br>179番1地先から | 前  | 7.7<br>～<br>26.6 | 167.2        | 広域連携<br>交付金 |
|       |       | 天草市有明町楠甫字岩崎<br>665番9地先まで | 後  | 9.2<br>～<br>28.1 | 167.2        |             |

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）12月6日

熊本県告示第1011号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和6年（2024年）12月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和6年（2024年）12月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 供用を開始する区間                                               | 延長<br>(メートル) | 備考          |
|-------|-------|---------------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 主要地方道 | 有明倉岳線 | 天草市有明町楠甫字大口<br>4937番284地先から<br>天草市有明町楠甫字下毛<br>179番1地先まで | 381.9        | 広域連携<br>交付金 |

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）12月6日

## 公 告

## 熊本県公告第762号

特定調達につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）12月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札者に係る特定役務の名称  
熊本県福祉総合情報システム（3業務）再構築業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県健康福祉部健康福祉政策課  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年（2024年）10月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社佐賀電算センター  
代表取締役 宮地 大治  
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7
- 5 落札金額  
88,107,800円  
（うち消費税及び地方消費税の額8,009,800円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和6年（2024年）9月17日

## 熊本県公告第763号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）12月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字群窪2687番3、同2687番4、同2695番5、同2695番17、同2695番18、同2695番19、同2695番22、同2695番42、同2695番278、同2695番551及び同2695番852  
26,381.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町津久礼428番地  
株式会社テクノ企画

## 熊本県公告第764号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）12月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字塘下3166番  
477.29平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区桜木四丁目11番5号桜紅葉203号  
飯干 航平

## 熊本県公告第765号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）12月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字中尾105番1、同105番3及び同154番4  
550.83平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市東区保田窪本町4番32号  
株式会社ルミナスホーム

**熊本県公告第766号**

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により令和6年度(2024年度)林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令(昭和45年政令第194号)第3条の規定により公告する。  
令和6年(2024年)12月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 実施の目的  
種苗の生産事業を行おうとする者に対して、種苗の生産、流通等に関して必要な知識を修得させること。
- 開催の日時等
  - 開催の日時  
令和7年(2025年)1月27日(月) 午前10時から午後5時まで
  - 開催の場所及びその所在地  
熊本県林業研究・研修センター 森創館  
熊本市中央区黒髪八丁目222-2
  - 受付時間  
午前9時30分から午前9時50分まで
- 講習科目及び講習時間
  - 種苗に関する法令 2時間
  - 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
  - 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 受講申込方法  
所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額(14,000円)に相当する熊本県収入証紙及び写真を貼り付け、令和6年(2024年)12月26日(木)までに熊本県農林水産部森林局森林整備課又は熊本県各広域本部(地域振興局)林務課に提出すること。  
なお、申込時に納入した講習手数料は、返還しない。
- その他
  - 講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
  - 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。
  - 天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。
  - 不明な点は、熊本県農林水産部森林局森林整備課又は熊本県各広域本部(地域振興局)林務課に問い合わせること。

**熊本県公告第767号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和6年(2024年)12月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡御船町大字木倉字毘沙門411番の一部、同412番の一部、同413番の一部、同414番の一部及び同415番の一部  
2工区 4,080.16平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
福岡県久留米市野中町561番地31  
株式会社林倉庫  
福岡県久留米市野中町561番地26  
有限会社林商店

**熊本県公告第768号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和6年(2024年)12月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市荒尾字大間口2428番4、同2428番5、同2428番6、同2428番7、同2428番11、同2443番5、同2443番8、同2443番11、同2443番16、同2443番17、同2445番1、同2445番6、同2445番7、同2447番、同2485番、同2500番、同2501番、同2502番、同2503番、同2504番、同2511番、同2512番、同2515番、同251

- 7番、同2517番2、同2518番、同2523番、同2530番、同2531番、同2533番、同2535番1、同2535番2、同2536番、同2537番2、同2541番、同2542番、同2544番、同2544番2、同2545番、同2546番、同2547番、同2547番2、同2548番、同2600番1、同2600番2、同宇亀島2638番1、同2638番2、同2647番5、同2647番6、同2648番2、同2650番、同2652番2、同2653番1、同2654番1及び同2656番1  
2工区 28, 151. 28平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
荒尾市荒尾2600番地  
荒尾市病院事業管理者

**熊本県公告第769号**  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営美里地区(用來換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。  
令和6年(2024年)12月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧の期間 令和6年(2024年)12月 9日から  
令和7年(2025年) 1月10日まで
- 2 縦覧の場所 美里町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
- (1) 換地設計書
- (2) 各筆換地明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第770号**  
玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区理事長高寄哲哉から令和6年(2024年)10月8日付けで申請のあった定款の変更については、令和6年(2024年)11月29日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。  
令和6年(2024年)12月6日

熊本県知事 木 村 敬

登載依頼

**熊本県男女共同参画審議会公告第56号**  
令和6年度(2024年度)第1回熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。  
令和6年(2024年)12月6日

熊本県環境生活部長

- 1 開催日時  
令和7年(2025年)1月9日(木)  
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁防災センター3階 313、314会議室
- 3 議事  
男女共同参画に関する施策の評価について
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従って会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県男女共同参画審議会事務局  
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)

(電話 096-333-2287)

# 熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号

第22回熊本県本人確認情報保護審議会を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

令和6年(2024年)12月6日

熊本県本人確認情報保護審議会

- 1 開催日時  
令和6年(2024年)12月18日(水)午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 報告事項  
本人確認情報保護対策について  
① 県の本人確認情報保護対策の取組み  
② 市町村の本人確認情報保護対策の取組み
- 4 議題  
本人確認情報を利用する事務の追加について
- 5 傍聴者の定員  
3人
- 6 傍聴手続  
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。  
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 非公開の議題  
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 8 問合せ先  
熊本県本人確認情報保護審議会事務局(熊本県総務部市町村・税務局市町村課)  
(電話 096-333-2105)

# 熊本県公安委員会規則第36号

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月6日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則  
熊本県公安委員会公印規則(平成13年熊本県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(電子印)

- 第8条 電子計算機を利用して公文書を作成する場合は、当該公文書に電子計算機に記録した公印の印影(以下「電子印」という。)を出力することにより、公印の押印に代えることができる。
  - 2 情報システムを所管する警察本部の所属長(以下「システム所管課長」という。)は、当該情報システムにおいて電子印を使用しようとするときは、電子印使用承認申請書(別記様式第3号)を警察本部長に提出して、その承認を受けなければならない。
  - 3 システム所管課長は、電子印の使用に当たっては、電子印の不正使用を防止するための措置を講じなければならない。
  - 4 システム所管課長は、電子印を使用する必要がなくなったときは、速やかに当該電子印を消去するとともに、電子印使用廃止報告書(別記様式第4号)により警察本部長に報告しなければならない。
- 別記様式第1号中「別記様式第1号」を「別記様式第1号(第4条関係)」に改める。  
別記様式第2号中「別記様式第2号」を「別記様式第2号(第5条関係)」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記様式第3号（第8条関係）

文 書 記 号  
年    月    日

熊本県警察本部長    殿

(システム所管課長)

電子印使用承認申請書  
次のとおり電子印を使用したいので申請します。

|                                             |  |
|---------------------------------------------|--|
| 電子印に用いる<br>公 印 の 種 類<br>及    び    寸    法    |  |
| 電 子 印 を 使 用<br>す る 情 報 シ ス<br>テ ム の 名 称     |  |
| 電    子    印    の<br>不正使用を防止<br>するための措置      |  |
| 使    用    開    始<br><br>年        月        日 |  |

別記様式第 4 号（第 8 条関係）

文 書 記 号  
年 月 日

熊本県警察本部長 殿

(システム所管課長)

電子印使用廃止報告書

次のとおり電子印の使用を廃止しましたので、報告します。

|                                            |  |
|--------------------------------------------|--|
| 電 子 印 に 用 い<br>て いた 公 印 の<br>種 類 及 び 寸 法   |  |
| 電 子 印 を 使 用<br>し て いた 情 報<br>シ ス テ ム の 名 称 |  |
| 電 子 印 を 使 用<br>す る 必 要 が な く<br>な っ た 理 由  |  |
| 廃 止 年 月 日                                  |  |

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。